

令和7年第4回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和7年4月25日(金)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前	9時00分	議長	進藤 貴一	
	閉会	午前	9時38分	議長	進藤 貴一	
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	出欠	席次番号	氏名	出欠
	1	関山 功一	出席	1	齋藤 光則	出席
	2	岡安 広	出席	2	賀嶋 功	出席
	3	中村 信明	出席	3	加藤 良雄	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	渡邊 明子	出席
	5	町田 一二	出席	5	小林 一夫	出席
	6	八木澤 君子	出席	6	千葉 佳織	出席
	7	江原 健治	出席	7	安野 和好	出席
	8	神田 潔	出席	8	清水 清	出席
	9	吉田 敏雄	出席	9	今泉 志江	出席
	10	齋藤 美佐夫	出席			
	11	大山 峰夫	欠席			
	12	大橋 進	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	22名
14	山下 幸一	出席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員		会長からの 出席要請者		農政課		
事務局	事務局長	細井 勝己		主幹	水野 慶之助	
	主幹	金子 大祐		主任	大原 康平	
	主事	菊地 広基				
説明員	事務局長	細井 勝己		主査	新井 和久	
	主任	大原 康平		主事	菊地 広基	
	主事	石塚 麻衣				
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

審議事項

- (1) 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6項の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 令和7年度事業関係予算について
- (3) 令和7年度白岡市農業委員会活動計画（案）について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和7年第4回農業委員会総会を始めさせていただきます。 はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ (省略)
局長	現在、出席者は農業委員13名、推進委員9名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
	【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第4回総会を開会いたします。議事録署名委員に吉田委員、齋藤委員を指名いたします。
日程第1 議案第14号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	
議長	日程第1 議案第14号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について を議題といたします。本案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	<p>それでは、議案第14号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を御説明させていただきます。</p> <p>市は、農用地利用集積等促進計画(案)を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項で「農業委員会の意見を聴くものとする。」と定められております。</p> <p>意見を聴取する事項としては、6つございまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農地のすべてを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか ② 周囲の農地利用に悪影響を及ぼさないか ③ 必要な農作業に常時従事する見込みであるか ④ (常時従事する見込みがない場合) 他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか、 ⑤ (常時従事する見込みがなく、かつ法人の場合) 業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか ⑥ 受け手希望者への農用地貸付の適否 <p>となります。</p> <p>法律の改正により、令和7年3月末を持って利用権設定による新規の貸借が廃止となり、令和7年4月1日以降は農地中間管理事業に一本化されました。</p> <p>今回設定するものは、主に利用権設定を行っていたもので、令和7年7月6日で貸</p>

農政課

借期間が満期となる契約について、中間管理事業により新たに賃貸借の契約を結び直すものです。

それでは、配布させていただきました別添資料の「農用地利用集積等促進計画(案)」を御覧ください。

内容につきましては、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う地権者数 24名、筆数 50筆、面積 62,881㎡となっております。これらの農地について農地中間管理機構から貸借権等の設定を受ける担い手数は11名となっております。

内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

市といたしましては、農業経営状況等から判断して、今回の借受人に貸借することについては、支障なしと考えます。

農業委員会の皆様におかれましては、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見につきまして、慎重な審議をお願いいたします。

最後に今後のスケジュールについて説明します。本日の農業委員会で農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見を決定していただいた後、農業委員会から市に提出された意見書に基づき市は農地中間管理機構に対し「農用地利用集積等促進計画及び促進計画に係る意見書」を提出します。農地中間管理機構において「農用地利用集積等促進計画」が定められた後、埼玉県に対し承認申請が行われます。埼玉県においては、農用地利用集積等促進計画の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。効力発生日は、令和7年7月7日を予定しています。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長

お諮りします。本案につきましては、農用地利用集積等促進計画(案)のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長

異議なしと認めます。よって議案第14号については、原案のとおり決定します。

日程第2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議長

日程第2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、御説明いたします。今回案件は1件でございます。

総会資料の3ページから4ページ目を御覧願います。

番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買に

事務局

より所有権を移転するものです。

譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は32.64aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。

農業従事者は3名で、従事日数は150日、農機具等については、トラクター等を所有しています。申請地では、水稻を作付けするとの計画となっております。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。

〇〇委員

今回申請の3条申請につきまして、4月18日に事務局と現地を確認しました。

案内図は1ページ及び2ページ目を御覧ください。申請地は現在農地として使用されておりました。また、譲受人も農機具等を所有しており、譲受人の他市に所有する農地についてもすべて耕作されているとのことです。つきましては、今後も耕作されると判断いたしました。報告は以上でございます。

議長

報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長

異議なしと認めます。よって議案第15号については、原案のとおり決定します。

日程第3 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

議長

日程第5 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。

総会資料の5ページ目を御覧願います。

番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、家族2人で市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来の子育てを考え、現在の住居では手狭であること、また、職場がある白岡市内に自己用住宅を持ちたいと考え、今回申請がなされたものです。

事務局 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

議長 説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を□△委員にお願いいたします。

□△委員 今回申請の5条申請について、4月20日に現地を確認いたしました。現地案内図は3ページになります。

申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。周辺は既に宅地等として利用されており、今後も、市街化、住宅地として発展する可能性が高い地域です。さらに申請地は、〇〇小学校、〇〇幼稚園の400m以内に位置しております。

なお、転用の理由等については事務局の説明のとおりです。

また申請地は、現在農地として使用されており、違反等はされておりません。

従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。

皆様の御審議をお願いいたします。

議長 報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第14号については、原案のとおり決定します。以上をもちまして、議案第14号から第16号に係る議事を終了いたします。

議長 引き続き協議報告会を開催いたします。

協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分

議長 協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。

事務局 協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は2件でございます。

総会資料の 7ページから9ページを御覧願います。

番号1につきましては、住宅敷及び通路敷のための転用です。

番号2につきましては、住宅敷のための転用です。

事務局 簡単ですが、説明は以上です。

議長 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。

協議報告事項2 令和7年度事業関係予算について

事務局 令和7年度事業関係予算について御説明いたします。10ページから13ページ目を御覧願います。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費といたしまして、3,107万円。詳細につきましては、予算書のとおりとなります。

また、2から4及び6目の農政課予算につきましては、合算で2億5964万円1千円。詳細につきましては、予算書のとおりとなります。

農林水産業費全体としては、合計で2億9,071万1千円の予算となっております。

簡単ですが、説明は以上です。

議長 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。

協議報告事項3 令和7年度白岡市農業委員会活動計画(案)について

議長 続きまして、協議報告事項3 令和7年度白岡市農業委員会活動計画(案)についてに移ります。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局 総会資料の14ページを御覧願います。

今年度の農業委員会の活動計画となります。よろしくお願います。

議長 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。

議報告事項4 その他

議長 続きまして、協議報告事項4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局 ○農業委員会活動記録の提出について

事務局

提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会資料送付時に返却させていただきます。

○来月の農地パトロールについて

5月 8日 齋藤委員・吉田委員・日勝地区推進委員

5月26日 関山委員・江原委員・篠津地区推進委員

必要に応じて日程変更をお願いします。また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。

○来月の総会について

5月26日（月）午前9時

議事録署名委員の吉田委員、齋藤委員（欠席の場合は、大山委員、大橋委員）の両委員は来月署名をお願いします。

農政課

○農政課からお知らせ

農政課からお知らせがございます。例年4月下旬に農家世帯に各補助金や補助事業の案内のチラシを送付しております。今週発送しましたので、来週到着するかと思います。従来の農作業機械修繕の補助金や梨農機具導入費の補助金がございますが、今年度、新規事業として追加したものがございますので、御紹介させていただきます。

今年度新規事業として追加したものが、イネカメムシの防除対策事業費に対する補助金でございます。近年、温暖化等の影響でイネカメムシが増えていることから水稻に対するイネカメムシの被害が大きくなっております。全国的にもイネカメムシの被害対策が進められており、市でも新設したものでございます。こちらの対象者は市内に住所または事業所を有する個人、農業法人、市内の集落営農組織、農業団体です。対象農地は白岡市内の農地で米を生産している水田、陸田になります。御注意いただきたいのは、御自身の所有地、借りている農地が対象です。手続きをとっていない農地、いわゆるヤミ貸しの農地は対象となりませんので御注意ください。

補助対象の経費ですが、1つはイネカメムシ用の農薬の購入費、もう1つはドローン防除の委託料も補助対象とさせていただきます。補助金についてですが、基本的に農薬、委託料も2分の1が補助金になります。ただし、農薬につきましては、この機会だからということで大量に買われても困りますので、対象水田1㎡あたり1.6円を掛けてそれが上限額になりますので、御注意ください。応募が多かった場合も按分というかたちになります。

受付時期ですが、イネカメムシの防除が終わった後でないと、農薬等の領収書がないでしょうから、令和7年9月1日から11月28日までに申請していただくかたちでチラシを同封しております。申請時に必要な書類といたしまして、農薬代が確認できる領収書等の写し、農薬の種類が確認できる明細書、明細書がないと本当にイネカメムシ用が分かりませんの

農政課

で、必要となります。また、農薬名だけだとイネカメムシ用か分かりませんので、農薬の説明書等の写しも付けていただくこととなります。

防除委託料につきましては、委託料が分かる領収書の写し、口座情報が分かる振込先の口座の資料、通帳の写し等が必要となります。団体の場合は構成員の名簿も必要となります。こういうかたちで今年度のイネカメムシの防除対策事業費が新設されましたので、地区の皆様にもお知らせいただけると助かります。よろしく願いいたします。

以上で、協議報告事項4その他を終わります。

議長

内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

□□委員

2点ございます。

1点目は、書類をお送りしますという話がありましたが、郵便物が速やかに届かないことがあります。他市に書類を送ろうとした場合は明後日着となります。ましてや、土日が重なると1週間程度かかってしまう場合があります。農政課農業委員会におかれましては、以前は1週間前に資料が届いていましたが、現在は4、5日前の到着となっております。

2点目はイネカメムシの関係ですが、写真の添付は必要ないのでしょうか。

事務局

まず1点目の資料の関係ですが、許可申請受付期間終了後から総会資料の作成を始めます。告示日に間に合うように資料を作成し、送付しておりますので、委員の皆様には遅れが生じて申し訳ございません。

基本的には告示日に間に合うように資料は送付しますので、御理解いただければと思います。

農政課

2点目のイネカメムシの写真についてですが、写真については添付資料として求めています。こちらは申請時に散布する対象農地の地番を記載していただきます。写真だけいただいても本当にその写真か分かりませんので、いただいたものについては現地を確認しに行こうと思っております。

□□委員

分かりました。

△△委員

予算書の関係なのですが、13ページの4目園芸振興費の中の果樹産地振興対策事業、梨栽培農機具導入支援事業の内容について説明をお願いします。

農政課

まず、果樹産地振興対策事業ですが、補助事業が2つ入っておりまして、まず1つが梨の苗木等の購入費に対する補助金です。こちらは農協をとおして梨出荷連合会でとりまとめをしてからの申請になります。これは組合員ではないと申請できないというわけではなく、とりまとめを農協にお願いしているだけですので、苗木を購入するのに市の補助金を申請したい方は農協に御相談をお願いします。もう一つが梨の防除ネットに対する補助金でございます。同様に梨出荷連合会を窓口にして募集をしております。同様に農協さんに御相談いただき、申請していただければと思います。

農政課

次に、梨栽培農機具導入支援事業ですが、梨の機械、基本的にはSS等を想定しております。それに対する補助金でございます。こちらの導入機具に対する補助金は団体が対象でございます。市内の集落営農組織や農業団体、梨組合でなくても、市内で梨の組合を作っていただき、5名以上が対象ですが、補助対象となります。SSや梨に使うための機具でしたら基本的に対象となります。上限が50万円となっております。

△△委員

ありがとうございました。梨の栽培者も少なくなりまして、組合単位での補助となりますが、組合をつくる栽培者が少ないです。〇〇地域でも4件くらいしかありません。例えばSSを購入するにあたって4人で組合をつくるのかと言われても難しいです。どうしても補助金を受け取れないし、個人で梨を栽培するのは大変です。この辺が改善できればと思っています。確かに補助金ですし、法人に手厚くなっているのが気になっております。個人も大切にして、個人でも生き残れるような補助事業を検討していただきたいです。

農政課

かしこまりました。

議長

他にありますか。

●●委員

先日、農地パトロールを行いまして、その中で話題に出たのですが、パトロールに行く場所が固定化されていまして、白岡市内で農地法に違反している場所はどれくらいあるのか、担当地域であれば分かりますが、全体だと何件くらいあるのでしょうか。また、耕作放棄地も年々増えてきており、改善していくためには色々方法があると思いますが、1つには耕作放棄地には税務課との連携があげられます。現状農業委員会と税務課とでどういうルールで運用しているのか教えていただきたいです。

もう一点、農業委員会の年間のスケジュールの説明がありましたが、そのスケジュールに農地農政対策委員会が位置付けられていますが7年度については、予定等の考えはあるのでしょうか。

事務局

1点目の違反農地の件数についてでございますが、市が県に報告している違反件数が11件でございます。耕作放棄地の税務課との連携につきましては、遊休農地に対して、課税が強化されるケースがございますが、現状では税務課と連携して動いていないため、検討が必要と思っております。

2点目の対策委員会の開催についてですが、スケジュールには記載されておりますが、開催の時期や内容については未定でございます。

●●委員

対策委員会は、私が知る限りあまり聞いたことがありませんが、直近でいつ開催されたのですか。

事務局

直近2年間は開催されておられません。また直近2年以前も数年間は開催されていないと思います。

●●委員

農業委員会の規程にも対策委員会を設けると書いてありまして、他市の複数の方から白岡は耕作放棄等の対策について甘いとの声が聞こえてくるらしい

●●委員

です。そういったところを改善していかなければと思います。よろしくお願
い
します。

事務局

貴重な御意見ありがとうございます。意識して活動していきたいと思いま
す。

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。